

受託契約準則

第9章の2 限日現金決済先物取引の特例

(限日現金決済先物取引の委託の際の指示)

第49条の4 第6条の規定にかかわらず、委託者は、限日現金決済先物取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。

- (1) 取引の種類
- (2) 上場商品構成物品の種類
- (3) 売付け又は買付けの区別
- (4) 新規又は仕切りの区別
- (5) 枚数
- (6) 注文の種類別の別（注文の種類により約定条件又は執行条件を含む。）
- (7) 取引を行う日時（注文の種類及び約定条件により委託注文の有効期限を含む。）及び値段又は約定数値を指定する注文の場合はその値段又は約定数値
- (8) 前各号のほか受託取引参加者が定める事項

2 前項の規定にかかわらず、受託取引参加者が前項第4号に掲げる事項の指示について、あらかじめ委託者が指定した方法に従い取り扱うことに同意している場合には、当該委託者は、取引の委託の都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、当該受託取引参加者は、当該事項について、当該委託者が指定した方法に従い取り扱うものとする。

(限日現金決済先物取引の転売又は買戻しが行われない場合の取扱い)

第49条の5 委託を受けた限日現金決済先物取引について、その建玉が存する日（清算機構が定める計算区域毎の日をいう。以下この条において同じ。）において転売又は買戻しが行われないときは、当該建玉が存する日を限日とする建玉は当該建玉が存する日の日中立会終了時に消滅し、同時に、消滅した建玉と同一の内容（限日については翌日（清算機構が定める計算区域毎の日をいう。）とする。）を有する建玉があらたに発生するものとする。

(限日現金決済先物取引の一任売買等の禁止)

第49条の6 限日現金決済先物取引の一任売買等の禁止については、第25条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同条中「第6条第1項各号」とあるのは「第49条の4第1項各号」と読み替えるものとする。

(限日現金決済先物取引の特定同意等による一任取引の特例)

第49条の7 第6条の4の規定は、限日現金決済先物取引について準用する。この場合において、同条第1項中「第6条第1項各号に掲げる事項（第8号にあっては、値段又は約定数値を除く。）についてあらかじめ同意した場合において、第8号に掲げる事項（値段又は約定数値に限る。）については」とあるのは「第49条の4第1項各号に掲げる事項

(第7号にあつては、値段又は約定数値を除く。)についてあらかじめ同意した場合において、第7号に掲げる事項(値段又は約定数値に限る。)については」と、同条第2項中「第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる事項(第8号にあつては、値段又は約定数値を除く。)並びに第6号又は第8号に掲げる事項(第8号にあつては、値段又は約定数値に限る。)の一方について同意(第8号については、特定同意を含む。)を得た上で」とあるのは「第49条の4第1項第1号から第4号まで、第6号から第8号に掲げる事項(第7号にあつては、値段又は約定数値を除く。)並びに第5号又は第7号に掲げる事項(第7号にあつては、値段又は約定数値に限る。)の一方について同意(第7号については、特定同意を含む。)を得た上で」と読み替えるものとする。

附則

第9章の2(限日現金決済先物取引の特例)の章名、第49条の4(限日現金決済先物取引の委託の際の指示)、第49条の5(限日現金決済先物取引の転売又は買戻しが(受)53行われない場合の取扱い)、第49条の6(限日現金決済先物取引の一任売買等の禁止)及び第49条の7(限日現金決済先物取引の特定同意等による一任取引の特例)の新設規定並びに第19条(取引成立の通知)及び第41条の3(反対売買による決済の特例)の変更規定は、平成27年5月7日又は商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成27年3月23日)のいずれか遅い日に施行する。